

別表（第7条関係）

事業の区分	1 単位の単価	所定単位数
介護予防訪問型サービス事業	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により10円に津市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額	1 介護予防訪問型サービス (1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき） ア 1週に1回程度の場合 1, 176単位 イ 1週に2回程度の場合 2, 349単位 ウ 1週に2回を超える程度の場合 3, 727単位 (2) 1月当たりの回数を定める場合（1回につき） ア 標準的な内容の介護予防訪問型サービスである場合 287単位 イ 短時間の身体介護が中心である場合 163単位 (注) 1 利用者に対して、介護予防訪問型サービス事業所（介護予防訪問型サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号。以下「指定相当訪問型サービス等基準」という。）第4条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、介護予防訪問型サービスを行った場合に、介護予防サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第14条に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。 2 (2)については、1月につき、(1)ウに掲げる単位数の範囲で所

定単位数を算定する。

- 3 (2)イについては、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心である介護予防訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。
- 4 施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。
- 5 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「基準告示」という。）第129号の6に掲げる基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 6 基準告示第129号の7に掲げる基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 7 介護予防訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは介護予防訪問型サービス事業所と同一の建物（以下この(注)において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（介護予防訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に5

0人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は介護予防訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、介護予防訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、介護予防訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、介護予防訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、基準告示第129号の8に掲げる基準に該当する介護予防訪問型サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者(介護予防訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して、介護予防訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

- 8 厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)に定める地域に所在し、かつ、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの(やむを

得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、市長に対し、厚生労働省老健局長（以下「老健局長」という。）が定める様式による届出を行った介護予防訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問型サービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

9 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号。以下「中山間地域等告示」という。）第1号に定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下であって、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護予防訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問型サービスを行った場合は、中山間地域等における小規模事業所加算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

10 介護予防訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、中山間地

域等告示第2号に定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、介護予防訪問型サービスを行った場合は、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算として、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

11 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問型サービス費は、算定しない。

12 (1)について、利用者が一の介護予防訪問型サービス事業所において介護予防訪問型サービスを受けている間は、当該介護予防訪問型サービス事業所以外の介護予防訪問型サービス事業所が介護予防訪問型サービスを行った場合に、介護予防訪問型サービス費は、算定しない。

13 生活支援訪問サービスと併用する場合は、(2)に掲げる1回当たりの所定単位数で算定するものとする。その場合の算定に当たっては、生活支援訪問サービスの単位数を含めた1月における単位数の合計が、(1)ウの所定単位数を超えない回数までとする。

2 初回加算 200単位

(注) 介護予防訪問型サービス事業所において、新規に介護予防訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者

（指定相当訪問型サービス等基準第４条第２項に規定するサービス提供責任者に相当する者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の介護予防訪問型サービスを行った日の属する月に介護予防訪問型サービスを行った場合又は当該介護予防訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の介護予防訪問型サービスを行った日の属する月に介護予防訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、１月につき所定単位数を加算する。

３ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） １００単位

(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） ２００単位

(注) １ (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第７９条第１項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第１１７条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の２第２項

に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。(注)2において同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問型サービス計画を作成し、当該介護予防訪問型サービス計画に基づく介護予防訪問型サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問型サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

- 2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問型サービス計画を作成した場合であつ

て、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問型サービス計画に基づく介護予防訪問型サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

4 口腔連携強化加算 50単位

(注) 基準告示第129号の9に掲げる基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護予防訪問型サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

5 介護職員等処遇改善加算

(注) 1 基準告示第130号に掲げる基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使

用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護予防訪問型サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 1 から 4 までにより算定した単位数の 1，000 分の 245 に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 1 から 4 までにより算定した単位数の 1，000 分の 224 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 1 から 4 までにより算定した単位数の 1，000 分の 182 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 1 から 4 までにより算定した単位数の 1，000 分の 145 に相当する単位数

2 令和 7 年 3 月 31 日までの間、基準告示第 130 号に掲げる基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護予防訪問型サービス事業所（（注）1 の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、介護予防訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加

算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１） １から４までにより算定した単位数の１，０００分の２２１に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（２） １から４までにより算定した単位数の１，０００分の２０８に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（３） １から４までにより算定した単位数の１，０００分の２００に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（４） １から４までにより算定した単位数の１，０００分の１８７に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（５） １から４までにより算定した単位数の１，０００分の１８４に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（６） １から４までにより算定した単位数の１，０００分の１６３に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（７） １から４までにより算定した単位数の１，０００分の１６３に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（８） １から４までにより算定した単位数の１，０００分の１５８に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（９） １から４までにより算定した単位数の１，０００分の１４２に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１０） １から４までにより算定した単位数の１，０００分の１３９に相当する単位数

		(11) 介護職員等処遇改善加算（V）（11） 1 から 4 までにより算定した単位数の 1, 0 0 0 分の 1 2 1 に相当する単位数 (12) 介護職員等処遇改善加算（V）（12） 1 から 4 までにより算定した単位数の 1, 0 0 0 分の 1 1 8 に相当する単位数 (13) 介護職員等処遇改善加算（V）（13） 1 から 4 までにより算定した単位数の 1, 0 0 0 分の 1 0 0 に相当する単位数 (14) 介護職員等処遇改善加算（V）（14） 1 から 4 までにより算定した単位数の 1, 0 0 0 分の 7 6 に相当する単位数
生活支援訪問サービス事業	単価告示の規定により 1 0 円に津市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額	1 生活支援訪問サービス 1 月当たりの回数を定める場合（1 回につき） (1) 生活援助が中心である場合 2 5 8 単位 (2) 短時間の生活援助が中心である場合 1 4 7 単位 (注) 1 利用者に対して、生活支援訪問サービス事業所（生活支援訪問サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等が、生活支援訪問サービスを行った場合に、介護予防サービス計画及びケアプランに位置付けられた回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。 2 算定に当たっては、介護予防訪問型サービスの単位数を含めた 1 月における単位数の合計が、介護予防訪問型サービス(1)ウの所定単位数を超えない回数までとする。 3 生活支援訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは生活支援訪問サービス

		事業所と同一の建物（以下この(注)において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は生活支援訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、生活支援訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。 2 初回加算 200単位 (注) 生活支援訪問サービス事業所において、新規に生活支援訪問サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の生活支援訪問サービスを行った日の属する月に生活支援訪問サービスを行った場合又は当該生活支援訪問サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の生活支援訪問サービスを行った日の属する月に生活支援訪問サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。
介護予防通所型サービス事業	単価告示の規定により10円に津市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額	1 介護予防通所型サービス (1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき） ア 事業対象者（施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ。）・要支援1 1,798単位 イ 要支援2 1,810単位 ウ 要支援2 3,621単位 (2) 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

ア 事業対象者・要支援1 436単位

イ 要支援2 447単位

(注)1 看護職員（指定相当訪問型サービス等基準第48条第1項第2号に規定する看護職員をいう。以下同じ。）又は同項第3号に規定する介護職員（以下「介護職員」という。以下同じ。）の員数を置いているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護予防通所型サービス事業所（同条第1項に規定する指定相当通所型サービス事業所をいう。以下同じ。）において、介護予防通所型サービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等算定方法告示」という。）第23号に掲げる基準に該当する場合は、同号に規定する算定方法により算定する。

2 利用者が事業対象者であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の介護予防通所型サービスが必要とされた場合については(1)ア又は(2)アに掲げる所定単位数を算定し、利用者が要支援2であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の介護予防通所型サービスが必要とされた場合に

については(1)イに掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の介護予防通所型サービスが必要とされた場合については(1)ウに掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。

3 (2)アについては1月につき4回、(2)イについては1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

4 基準告示第131号の3に掲げる基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 基準告示第131号の4に掲げる基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 介護予防通所型サービス事業所の従業者（指定相当訪問型サービス等基準第48条第1項に規定する通所型サービス従業者をいう。）が、中山間地域等告示第2号に定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、介護予防通所型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所型サービス費は、算定しない。

- 8 (1)について、利用者が一の介護予防通所型サービス事業所において介護予防通所型サービスを受けている間は、当該介護予防通所型サービス事業所以外の介護予防通所型サービス事業所が介護予防通所型サービスを行った場合に、介護予防通所型サービス費は、算定しない。
- 9 介護予防通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は介護予防通所型サービス事業所と同一建物から当該介護予防通所型サービス事業所に通う者に対し、介護予防通所型サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。
- (1) (1)ア又はイを算定している場合（1月につき） 376 単位
- (2) (1)ウを算定している場合（1月につき） 752 単位
- (3) (2)を算定している場合（1回につき） 94 単位
- 10 利用者に対して、その居宅と介護予防通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（(1)ア又はイを算定している場合は1月につき376単位を、(1)ウを算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所

定単位数から減算する。ただし、(注)9を算定している場合は、この限りでない。

- 11 生活支援通所サービスと併用する場合は、(2)に掲げる1回当たりの所定単位数で算定するものとする。その場合の算定に当たっては、生活支援通所サービスの単位数を含めた1月における単位数の合計が、(2)アについては(1)アの、(2)イについては(1)ウのそれぞれの所定単位数を超えない回数までとする。

2 生活機能向上グループ活動加算 100単位

(注) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

- (1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他介護予防通所型サー

ビス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所型サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第63条第2号に規定する通所型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

(2) 介護予防通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

(3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

3 若年性認知症利用者受入加算 240単位

（注） 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令第2条第6号に掲げる初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護予防通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して介護予防通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

4 栄養アセスメント加算 50単位

(注) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護予防通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この(注)において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（5の(注)において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- (4) 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が通所介護

費等算定方法告示第23号に掲げる基準のいずれにも該当しない介護予防通所型サービス事業所であること。

5 栄養改善加算 200単位

(注) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能^{えん}及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が通所介護

費等算定方法告示第 2 3 号に掲げる基準のいずれにも該当しない介護予防通所型サービス事業所であること。

6 口腔機能向上加算^{くう}

(注) 基準告示第 1 3 2 号に掲げる基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この(注)及び 7 の(注)において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 口腔機能向上加算 (Ⅰ) 1 5 0 単位^{くう}

(2) 口腔機能向上加算 (Ⅱ) 1 6 0 単位^{くう}

7 一体的サービス提供加算 4 8 0 単位

(注) 基準告示第 1 3 3 号に掲げる基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービス^{くう}

をいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ただし、5又は6を算定している場合は、算定しない。

8 サービス提供体制強化加算

(注) 基準告示第135号に掲げる基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護予防通所型サービス事業所が利用者に対し介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

ア 事業対象者・要支援1・要支援2（1週に1回程度の介護予防通所型サービスを行った場合に限る。） 88単位

イ 要支援2（1週に2回程度又は2回超の介護予防通所型サービスを行った場合に限る。） 176単位

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

ア 事業対象者・要支援1・要支援2（1週に1回程度の介護予防通所型サービスを行った場合に限る。） 72単位

イ 要支援2（1週に2回程度又は2回超の介護予防通所型サービスを行った場合に限る。） 144単位

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

ア 事業対象者・要支援１・要支援２（１週に１回程度の介護予防通所型サービスを行った場合に限る。） ２４単位

イ 要支援２（１週に２回程度又は２回超の介護予防通所型サービスを行った場合に限る。） ４８単位

９ 生活機能向上連携加算

（注） 基準告示第１５号の２に掲げる基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護予防通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き３月に１回を限度として１月につき、(2)については１月につき、それぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） １００単位

(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） ２００単位

１０ 口腔・栄養スクリーニング加算

（注） 基準告示第１０７号の２に掲げる基準に適合する介護予防通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔^{くわう}の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリ

ーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位

11 科学的介護推進体制加算 40単位

（注） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し介護予防通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(2) 必要に応じて介護予防通所型サービス計画を見直すなど、介護予防通所型サービスの提供に当たって、(1)に規定する情報その他介護予防通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

12 介護職員等処遇改善加算

(注) 1 基準告示第136号に掲げる基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 1から11までにより算定した単位数の1,000分の92に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 1から11までにより算定した単位数の1,000分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 1から11までにより算定した単位数の1,000分の80に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 1から11までにより算定した単位数の1,000分の64に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、基準告示第136号に掲げる基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護予防通所型サービス事業所（(注)1の加算を算定しているものを除く。）が、

利用者に対し、介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１） １から１１までにより算定した単位数の１，０００分の８１に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（２） １から１１までにより算定した単位数の１，０００分の７６に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（３） １から１１までにより算定した単位数の１，０００分の７９に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（４） １から１１までにより算定した単位数の１，０００分の７４に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（５） １から１１までにより算定した単位数の１，０００分の６５に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（６） １から１１までにより算定した単位数の１，０００分の６３に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（７） １から１１までにより算定した単位数の１，０００分の５６に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（８） １から１１までにより算定した単位数の１，０００分の６９に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（９） １から１１までにより算定した単位数の１，０００分の５４に相当する単位数

		(10) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10） 1 から 1 1 までにより算定した単位数の 1, 0 0 0 分の 4 5 に相当する単位数 (11) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11） 1 から 1 1 までにより算定した単位数の 1, 0 0 0 分の 5 3 に相当する単位数 (12) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12） 1 から 1 1 までにより算定した単位数の 1, 0 0 0 分の 4 3 に相当する単位数 (13) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13） 1 から 1 1 までにより算定した単位数の 1, 0 0 0 分の 4 4 に相当する単位数 (14) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14） 1 から 1 1 までにより算定した単位数の 1, 0 0 0 分の 3 3 に相当する単位数
生活支援通所サービス事業	単価告示の規定により 1 0 円に津市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額	1 生活支援通所サービス (1) 生活支援通所サービス（Ⅰ） 3 4 9 単位 (2) 生活支援通所サービス（Ⅱ） 3 9 2 単位 (3) 生活支援通所サービス（Ⅲ） 3 5 8 単位 (4) 生活支援通所サービス（Ⅳ） 4 0 2 単位 (注) 1 生活支援通所サービス事業所（生活支援通所サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、生活支援通所サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1 回につき、それぞれ所定単位数を算定する。 (1) 生活支援通所サービス（Ⅰ） 事業対象者又は要支援状態区分が要支援 1 である者に対して、1 月に 5 回以下の生活支

援通所サービス（１回当たり２時間以上５時間未満の生活支援通所サービスに限る。）を行った場合

(2) 生活支援通所サービス（Ⅱ） 事業対象者又は要支援状態区分が要支援１である者に対して、１月に４回以下の生活支援通所サービス（１回当たり５時間以上の生活支援通所サービスに限る。）を行った場合

(3) 生活支援通所サービス（Ⅲ） 要支援状態区分が要支援２である者に対して、１月に１０回以下の生活支援通所サービス（１回当たり２時間以上５時間未満の生活支援通所サービスに限る。）を行った場合

(4) 生活支援通所サービス（Ⅳ） 要支援状態区分が要支援２である者に対して、１月に９回以下の生活支援通所サービス（１回当たり５時間以上の生活支援通所サービスに限る。）を行った場合

2 利用者の数が各生活支援通所サービス事業所の定員を超える場合又は介護職員の員数が市長が別に定める基準に満たない場合は、(1)から(4)までに掲げる単位数に１００分の７０を乗じて得た単位数とする。

3 生活支援通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は生活支援通所サービス事業所と同一建物から当該生活支援通所サービス事業所に通う者に対し、生活支援通所サービスを行った場合は、(1)から(4)までに掲げる単位数に１００分の７７を乗じ

		て得た単位数とする。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。 4 (1)から(4)までの算定に当たっては、介護予防通所型サービスの単位数を含めた1月における単位数の合計が、(1)及び(2)については介護予防通所型サービス(1)アの、(3)及び(4)については介護予防通所型サービス(1)ウのそれぞれの単位数を超えない回数までとする。
--	--	---